

第12708号

平成 30 年 3 月 27 日(火)

(毎週 火・金発行)

#### 目 次

#### 告 示

C	)急低	頁斜	地崩	壊危	険区	域の	指定	È									 					(砂	防課)	1
C	)児重	置福	祉法	に基	づく	指定	障害	F児i	通所	支援	事業	き者の	の指	定·			 		. (	障が	111	者支	援課)	2
C	)児重	쥩福	祉法	に基	づく	指定	障害	F児ì	通所	支援	事業	き者の	の指	定·			 		. (			]]	)	2
$\subset$	)児重	置福	祉法	に基	づく	指定	障害	F児i	通所	支援	事業	き者の	の指	定・			 		. (			]]	)	2
C	)児重	置福	祉法	に基	づく	指定	障害	F児i	通所	支援	事業	き者の	の指	定·			 		. (			]]	)	3
C					等の																			
	別に	こ定	める	事項	(O) —	部改	(正・										 		. (	県政	情報	報文	書課)	3
$\subset$	)熊ス	上県	薬局	機能	情報	提供	制度	医実质	<b>疤要</b>	項の	- 音	『をご	) 上	する	多要	項	 			• • (			生課)	3
C	)道员	各の	供用	開始													 			• • (	(道)	烙保	全課)	8
C	)道员	各の	供用	開始													 			(		IJ	)	8
C	)道员	各の	区域	変更	` · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												 			(		IJ	)	9
	1	3	告	•																				
C	)土‡	也改	良区	役員	の退	任及	: び i	光任·									 			• • (	農村	付計	画課) 理課)	9
C	)公ま	+測	量の	終了													 					(監	理課)	10
C	)都下	<b></b> 十計	画法	によ	る開	発行	為に	_関	する	工事	の気	記了·					 					(建	築課) 援課)	10
C	)農月	月地	利用	配分	計画	の認	7回・										 	( 扂	農地	・担	[ \ \ ]	手支	援課)	10
C	)農月	月地	利用	配分	計画	の認	7可・										 	(			IJ		)	11
C	)農月	月地	利用	配分	計画	の認	7回・										 	(			IJ		)	11
	춯	<b></b>	載	依	頼																			
																							員会)	11
C	)熊ス	早	道路	交通	規則	のー	・部を	c改ī	Εţ	る規	IJŀ						 	(誓	警察	本部	交ì	通規	制課)	12
C	)熊ス		企業	局無	線管	理規	程0	) <del>- −</del> ‡	部を	改正	する	5規和	呈・・				 			(企	業人	司工	務課) 化課)	13
$\bigcirc$	) 文 (	と財	の指	定··													 					(文	化課)	14

#### 示

# 熊本県告示第265号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定によ り公示する。 平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

岩谷2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱31号までを順次結んだ線及び標柱1号と標 柱31号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	上天草市	大矢野町登立字馬込	4 3 9 5
2	<i>II</i>	n	4 3 9 7
3	<i>11</i>	l n	4 4 1 4
4	<i>11</i>	n n	$4\ 4\ 1\ 2\ -\ 1$
5	IJ	大矢野町登立字柴尾	4885-1
6	IJ	J)	4881-1
7	IJ	J)	4881-1
8	IJ	J)	4868
9	<i>11</i>	l n	4861 - 1
1 0	JJ	n,	4859
1 1	JJ	大矢野町登立字御座ノ上	4718
1 2	<i>II</i>	J)	4720-1
1 3	JJ	J)	4723

1 4	上天草市	大矢野町登立字柴尾道	4 6 3 7
1 5	JI .	l "	4 6 3 3 - 2
1 6	JI .	l "	4 6 2 8
1 7	"	l n	4 6 0 3
1 8	"	l n	4 6 0 3
1 9	<i>11</i>	l n	4 5 8 5
2 0	JI .	大矢野町登立字僧都	4 5 9 0 - 1
2 1	JI .	l "	$4\ 5\ 6\ 2\ -\ 3$
2 2	JI .	l "	4 5 6 5
2 3	JI .	l "	4 5 6 6
2 4	JI .	l "	4 5 6 7
2 5	JI .	l "	4 5 6 8
2 6	n .	l "	$4\ 5\ 5\ 7\ -\ 2$
2 7	ji	l "	4555地先道路敷
2 8	n .	l "	4 5 3 3
2 9	"	l "	$4\ 5\ 3\ 0\ -\ 3$
3 0	<i>11</i>	l "	$4\ 5\ 3\ 0\ -\ 1$
3 1	"	大矢野町登立字馬込	4 4 1 5
	l	L	

#### 熊本県告示第266号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

		熊本	県知事 蒲 島	郁 _ 夫
事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
スタジオGIF T 光の森 菊池郡菊陽町光 の森5丁目9- 21	一般社団法人志誠会 熊本市中央区保田窪 1丁目5番10-1 103 河野 真介	平成30年3月26日	4352200291	指定児童発達支援

#### 熊本県告示第267号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

能木	県知事	事 蒲	鳥	郁	夫
DD /45	첫 시니 그	# /H	diet.	'HI.)	

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
放課後等デイサ ービス えんぱ わー 上益城郡甲佐町 有安275	NPO法人子育て談話室 上益城郡御船町大字 滝尾6257番地2 7 柴田 恒美	平成30年3月19日	4351400181	指定放課後 等デイサー ビス

## 熊本県告示第268号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
ハーモニー 菊池郡菊陽町津 久礼120番地 2	合同会社ハッピーライト 上益城郡嘉島町上島 2181-13 松村 幸奈	平成30年3月19日	4352200283	指定放課後 等デイサー ビス

熊

#### 熊本県告示第269号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
七色のこどもた ち 合志市栄379 2-146	株式会社サンテル 合志市栄3792番 地112 内田 有子	平成30年3月20日	4352900296	指定児童発 達支援 課定 指ディ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

#### 熊本県告示第270号

平成25年4月5日熊本県告示第447号(熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 12の次に次のように加える。
- 13 天下一家の会 (第一相互経済研究所及び関係法人) に関する事項

### 熊本県告示第271号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。 平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の一部を改正する要項 熊本県薬局機能情報提供制度実施要項(平成20年熊本県告示第26号)の一部を次のように改正する。

別記様式1を次のように改める。

別記様式1

薬局機能情報報告書



年 月 日

熊本県知事

様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒 - TEL

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2第 1項の規定により、下記のとおり薬局機能情報について報告します。

【□ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 】 第2条の規定により、下記のとおり取扱処方箋数の届出をします。

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

## 1 基本情報

報告区分	□新規	口	三期報告 (4	年1回)	
許可番号及び年月日	第	号	年	月	日
薬局の名称					
ふりがな					
ローマ字表記					
薬局開設者					
ふりがな					
薬局の管理者					
ふりがな					
薬局の所在地	〒 −				
ふりがな					
英語表記					

電話番号		
ファクシミリ番号		
電話対応できない時間帯		
	営業日 開店時間	
	□ 月曜日	
営業日・開店時間	□ 火曜日	
(営業日に√を付ける。)	□ 水曜日	
	□ 木曜日	
	□ 金曜日	

	□ 土曜	日			 	
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	日				
祝祭日の営業	の有無			有	無	
盆休みの営業	の有無			有	無	
年末年始の営業	きの有無			有	無	
その他特別な休業日						
開店時間外の対応						
(夜間・休日等)						
開店時間外で相談でき	る 					
時間						
2 薬局へのアクセス						
薬局までの主な利用交						
通手段						
	有無			有	 無	
薬局の駐車場	台数				 	台
	有料・無法	料		有料	 無料	
	その他					
	有無			有有	無	
ホームページ	有料・無法	料		有料	 無料	
	アドレス					
	(URL)	)				
	有無			有	無	
電子メール	アドレス	,				
3 薬局サービス等	<u> </u>					
健康サポート薬局であ	る旨の表示			 有	無	
	相談に	対する対	応の可る	 否		
健康相談				可	 否	
禁煙相談				<u>`</u> 可	  	
誤飲・誤食による	 中毒相談			<u>-</u>	 	
その他の相談				 可	 	
てり他の作品	Κ.	(内容)			 	
薬剤師不在時間0	)有無			有	無	
	対応すること	ができる	外国語	の種類		
英語				可	] 否	

(対応可能レベ)	シン)			日常会話		母国語
韓国語				可		否
(対応可能レベ)	レ)			日常会話		母国語
その他対応可能なタ	<b>小</b> 国語					
外国語に対応できない	曜日と時間					
外国語対応の事前	連絡			要		不要
	障害	者に対	する配慮			
				可		否
聴覚障害者への	対応		図面表示			
(複数回答可)			文書又は	筆談での服	薬指導	
			手話通訳	での服薬指	停	
			相談に応	じて対応		
				Ħ		否
視覚障害者への	材応		薬袋・薬	剤への点字	表示(	シール等)
(複数回答可)			服薬指導	に用いる文章	書の点	字による作成
			音声案内			
			相談に応	じて対応		
障害者に対応できない	雇日と時間_					
障害者対応の事前	連絡			要		不要
				P		否
			スロープ		手すり	)
車椅子の利用者に対	する配慮		身体障害	者用トイレ		
(複数回答可)				用者駐車場		
				ック 🗆	昇降機	
				リー対応		
受動喫煙を防止するた	めの措置		全面禁煙	□ 喫煙所	<b>行設置</b>	□ 未実施
費用負担						
	□健康	保険法	に基づく	保険薬局と	しての	 指定
	□生活	保護法	に基づく	指定		
	│ □ 感染	症の予	防及び感	染症の患者に	に対す	る医療に関す
	る法	律に基	づく指定			
	□障害	者の日	常生活及	び社会生活	を総合	的に支援する
医療保険及び公費負担	ため	の法律	に基づく	指定		
等の取扱い	□母子	保健法	に基づく	指定		
(複数回答可)	□児童	福祉法	に基づく	指定		
	□難病	の患者	に対する	医療等に関	する法	律に基づく指
	定					
	□ 公害	健康被	害の補償	等に関する	法律に	基づく指定

1								
□戦傷病	者特	別援護法は	こ基っ	びく指定	定			
□原子爆	弾被	害者に対す	ナる接	護護に	関する	法律	津に.	基づく
指定								
クレジットカードによる料金の支払	$oxed{igspace}$		可		[		否	
取扱いカードの種類	<u> </u>							
第2 提供サービスや地域連携体制に関	する	事項						
業務内容、提供サービス								
認定薬剤的	币の利	重類及び人	数					
研修認定薬剤師(日本薬剤師研	修セ	ンター)		ļ				人
禁煙指導薬剤師(公益社団法人熊z	本県	薬剤師会)		ļ				人
漢方薬・生薬認定薬剤師(日本薬剤	師研	修センター	-)					人
 上記以外の種類及び人	数							
	- 2/							人
薬局	の業	務内容						
無菌製剤処理に係る調剤の実施			可		]	] <sup>;</sup>	否 	
他の薬局の無菌調剤室を利用して	V)	(名称)						
る場合は、その薬局の名称及び所在	地	(所在地)						
一包化薬に係る調剤の実施			可		[	] ;	否	
麻薬に係る調剤の実施			可		[	] ;	否	
浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施			可		[		否	
薬局製剤の実施			可		[	] ;	否	
医療を受ける者の居宅等において行う	;		ਜ਼				<b>示</b>	
調剤業務の実施		⊔ 	可				否	
薬剤服用歴管理の実施			有		[		無	
薬剤情報を記載するための手帳(お薬	手		ਜ਼				示	
帳)の交付			可		L		否	
地域图	医療证	車携体制						
医療連携の有無	1	在宅医療			有			無
	輪看	番制の参加	]		有			無
地域住民への啓発活動への参加			] 有			無		
実績、結果等に関する事項								
薬局の薬剤師数					,	人		
医療安全対策(医薬品使用に係る安			,			<b>L</b> .		
全な管理のための責任者の配置)			有			無		
情報開示の体制			可			否		
症例を検討するための会議等の開催			有			無		

-	`	
>	ı	
	)	

処方箋を応需した者(患者)の数 (延べ処方箋枚数)	人
患者消	満足度の調査
過去1年以内におけるアンケート調査の実施	□有□無
アンケート調査結果の提供	□ 有 □ 無

#### 第3 取扱処方箋数(非公表)

前年における総取扱処方箋数			枚		
前年において業務を行った期間(対	年 ,	月日~	年	月	日
象期間)及び日数			F		
対象期間の一日平均取扱処方箋数			枚/日		
	常勤		,	Λ.	
薬局の薬剤師数	非常勤		)	Λ	

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

# 熊本県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉 線	人吉市合ノ原町字峰崎 580番1地先から 同所 580番4地先まで	47.5	やさ道 (交 I 地)

供用を開始する期日 平成30年3月27日

#### 熊本県告示第273号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

	道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考			
	一般県道	稲生野甲 佐線	上益城郡山都町北中島字水ノ田尾 2575番5地先から 同所 2564番2地先まで	216.4	活力基盤改築			
	一般国道	445号	上益城郡山都町北中島字萩ノ尾又 2309番地先から 上益城郡山都町北中島字水ノ田尾 2578番1の1地先まで	180.0	活力基盤改築			
2	2 供用を開始する期日 平成30年3月27日							

#### 熊本県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字小坂字上 船橋 3番3地先から	前	0 0	0	国道4 45号 の旧道
		上益城郡御船町大字滝川字川 添 776番1地先まで	後	6.6 ~ 20.5	590.2	移管に 伴う起 点 更

区域を変更する期日 平成30年3月27日

#### 公 告

#### 熊本県公告第177号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定 により公告する。 平成30年3月27日

能本県知事 蒲 鳥 郁 #

			馬 本 県 知 <del>事</del>	浦 局	
役職名	氏 名	住	所		
· 退 上 世 世 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理	坂藤有谷萩田園松西松岩前稲小満前田本馬崎本崎田田本浦井田津林永田孝一正光厚光弘隆敏進種久秀武芳初志臣法義生則行。明一實男憲。雄男	八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	所 1 3 0 地地 1 3 0 世番 1 3 1 0 8 8 9 7 地地番番 1 3 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	番地3 1 2 地2 地 地番	THE PART OF THE PA
		八代市鏡町 <sup>-</sup> 八代市郡築- 八代市昭和[ 八代市千丁町			
就 任理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理理	坂藤澤入江黒稲田深	八代郡氷川門八代市日間門八代市古開門八代市市永碇門八代市郡築門代市郡築門八代市郡第二八代市郡和	町太牟田1300 町太牟田1300 町408番地 町408番地 町1218町3075番地 町1218町80番番地 上番町133番地 上進町1257番地地地地 町東1015番地地地地	番地 3	

理事	堀口 博幸	八代市千丁町新牟田963番地1
理事	村島神一	八代市千丁町古閑出1078番地2
理事	山田 克也	八代市鏡町鏡978番地
理事	池田 敏光	八代市鏡町鏡村106番地2
理事	田副 秀行	八代市鏡町両出165番地4
理事	山崎 義行	八代市鏡町北新地1094番地
理事	磧本 直	八代市鏡町下村377番地2
監事	宮下 政治	八代市郡築一番町313番地2
監事	畑中 秀昭	八代市昭和明徴町832番地
監事	奥村 敬介	八代市千丁町太牟田2004番地
監事	松尾 弘信	八代市鏡町塩浜392番地

#### 熊本県公告第178号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があった ので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年3月27日

能本県知事 藩 鳥 郁 去

-												
作	業	種	類		P	F	業	期		間		作業地域
公共測量業)	(地区	図修 立	<b>E</b> 作	平成成				0 月3 月	1		日まで	熊目の部、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

#### 熊本県公告第179号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 1 菊池郡大津町大字杉水字水口3319番、同3320番5、同3321番、同332 2番2、同3325番6及び里道の一部 8,084.97平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 八代市豊原下町4134番地の1 株式会社豊田工業所

### 熊本県公告第180号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	等を受ける者	   賃借権の設定等を受ける土地			
氏名又は名称	住 所	貝佰惟の故た寺を支りる土地			
農事組合法人元白 旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二 1 9 3 8 番 1			
株式会社まきの農 園	上益城郡甲佐町府領	上益城郡甲佐町大字田口字免ノ上387 1番1ほか2筆			

農事組合法人ファ ーム吉田	上益城郡甲佐町吉田	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第三43 6番1ほか7筆
野口 清吾	上益城郡甲佐町早川	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴1198 番1ほか3筆
園田 公平	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字永田1382番ほか 7筆
農事組合法人アグ リ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2215番
永井 清香	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字平良925番ほか1筆
農事組合法人多良 木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字狐口2708 番ほか9筆
池田洋	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字久米字原ノ田197 1番1ほか1筆

認可年月日

平成30年3月20日

#### 熊本県公告第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

### 農用地利用配分計画の概要

賃借権の	設定等を受ける者	- 賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称 住 所		具信惟の故た寺を支りる上地	
株式会社上田園	芸 熊本市東区平山町	熊本市東区平山町2668番ほか12筆	

認可年月日

平成30年3月20日

#### 熊本県公告第182号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告 する。

平成30年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 農用地利用配分計画の概要

<u> </u>		
賃借権の設定	等を受ける者	 - 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	貝目惟の以た寺で支りる土地
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市片諏訪字長割329番ほか5筆
農事組合法人ドリ ームファームとよ みず	玉名 市宮原	玉名市川島字後田642番ほか4筆
農事組合法人川北 夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字豊永2206番1ほか1筆
農事組合法人アグ リつぶくろ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町高橋字前田562番
農事組合法人川北 夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字永富2064番

認可年月日

平成30年3月20日

# 登載依頼

# 天 草 不 知 火 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 第 1 7 3 号

宝石さんご(アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」

という。)の資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

平成30年3月27日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)の別表の天草海において 宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第43条の2(さんご類の採取制 限)に規定する海域を除く。

2 指示の有効期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで。

#### 熊本県公安委員会規則第5号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3主要地方道大津植木線の項の次に次のように加える。

主要地方道

熊本市南区城南町塚原365番 地先から 熊本市南区城南町鰐瀬2078番1地先まで

別表第1の3主要地方道熊本菊鹿線の項の次に次のように加える。

主要地方道字土甲佐線

熊本市南区城南町阿高157番2地先から 熊本市南区城南町塚原339番1地先まで

別表第1の3主要地方道熊本大津線の項の次に次のように加える。

主要地方道能本大津線

菊池郡大津町大字杉水字下岩迫1101番3地先から 菊池郡大津町大字杉水字沖谷681番3地先まで

別表第1の3市道蓮台寺1丁目第1号線の項の次に次のように加える。

市道 熊本市南区城南町舞原500番1地先から 舞原中央線 熊本市南区城南町舞原451番6地先まで 熊本市南区近見8丁目1226番6地先から熊本市南区近見7丁目1567番4地先まで 市道 近見町第11 7号線 熊本市東区御領6丁目337番1地先から 市道 熊本市東区御領6丁目180番3地先まで 御領2丁目 御領6丁目 第1号線 市道 熊本市東区御領6丁目142番2地先から

御領6丁目 熊本市東区御領6丁目172番1地先まで 第1号線

別表第1の3市道大琳寺木庭橋線の項の次に次のように加える。

熊 本 県 公 報 平成30年3月27日 火曜 第12708号 13 附則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 熊本県公営企業管理規程第6号 熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程の制定について 熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成30年 3月27日 熊本県知事 蒲 島 郁 夫 熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程 熊本県企業局無線管理規程(昭和56年熊本県公営企業管理規程第1号)の一部を次の ように改正する。 第2条第5号中「簡易無線局」を「5GHz帯無線アクセスシステム(基地局、陸上移動 局)」に改める。 別表(第2条、第3条、第5条関係)中 移動局 けんでん (移動範囲) 熊本県内 11 くまもと1 (常置場所) 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目18 番 1 号 発電総合管理所内 けんでん 移動局 (移動範囲) 熊本県内 " くまもと1 【(常置場所) 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目48番40号 発電総合管理所内 に、 防災行ぼうさい (送受信所) 熊本県天草郡苓北町都呂々 固定局 都呂々ダム とろろダム 管理事務所 政用 字光り岩 4546-2 都呂々ダム管理事務所構内 長 固定局 |防 災 行||すいぼう (送受信所) 熊本県天草郡苓北町都呂々 都呂々ダム 政用 とろろダム 字光り岩 4546-2 管理事務所 都呂々ダム管理事務所構内 長 に、 簡易 簡易 とろろ " 11 業務用 じょうほう 無線局 とろろ 11 11 11 11 じょうほう とろろ 11 " ]] " じょうほう とろろ IIじょうほう

5GHz 簡易 熊本県天草郡苓北町 帯無線 業務用 アクセ スシス

テム (基地 局)			
5GHz 帯 アステ (移動 別 場 り シム 陸動 別	11	"	IJ

に改める。 別表(第2条、第3条、第5条関係)中

"	JJ	けんでん	IJ	"
		けんでん くまもと14		
11	11	けんでん くまもと15	JJ	"
		くまもと15		
11		けんでん くまもと16	JJ	n
		くまもと16		

	水 道 事 業 用	ありあけ こうすい	有明工業用水道管理事務所內	有明工業用水道管理事 務所長
移動局	11	ありあけ こうすい1	(移動範囲) 玉名市・荒尾市・大牟田市 及びその周辺 (常置場所) 熊本県玉名市石貫 744 番地 有明工業用水道管理事務所内	,,,
"	11	ありあけ こうすい 2	11	11

を削除する。

附 則 この規程は、公布の日から施行する。

#### 熊本県教育委員会告示第8号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、 次の(1)から(3)の文化財を熊本県指定重要文化財に指定し、同条例第27条第1項 の規定により、(4)の文化財を熊本県指定重要無形民俗文化財に指定する。

平成30年3月27日

熊本県教育長 宮尾 千加子

(1)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (建造物)	下里御大師堂 附厨子	1 棟	熊本県球磨郡湯前町下里 2428番地	下里区

(2)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (書跡)	千利休書状(二 月十四日)	1 通	熊本県八代市西松江城町 12番35号 八代市立博物館未来の森ミ ュージアム	一般財団法人 松井文庫

(3)

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (古文書)	細川忠興・忠利 発給文書群	2,363 点	熊本県熊本市中央区黒 髪二丁目39番1号 熊本大学附属図書館	公益財団法人 永青文庫

(4)

( 1 /				
種 別	文化財の名称	員数	伝 承 地	保存団体
重要無形民俗 文化財	津森神宮お法使 祭	1 件	熊本県上益城郡益城町・菊 池郡菊陽町・阿蘇郡西原村	津森神宮「お 法使屋会」